

第21回 定例総会議事録

1. 日 時

令和7年12月10日（水）午後2時30分招集

2. 場 所

市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

12名

1番 朝来野 清      2番 大野 功二      4番 齊藤 耕一  
5番 秋吉 和行      7番 長尾 栄作      8番 脇 文夫  
9番 筒井 昌一      10番 釘宮 修一      11番 堀 誠  
12番 森崎 智徳      13番 黒木 緑子      14番 村上 枝里

4. 欠席委員

2名

3番 平山 孝行      6番 齊木 清範

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第21回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第21回定例総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。  
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員に2番大野委員さん、9番筒井委員さん、書記は事務局の畑さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番秋吉委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北へ約720mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてコンニャクイモ、カボスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約43aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約400mの距離に位置した農地であり、申請地のうち1筆は耕起されており、2筆はキャベツ、ハクサイ、ネギ、サトイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち1筆では水稻、2筆ではハクサイ、ジャガイ</p>

<p>議長</p>	<p>モ、ニンジンを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、運搬車、田植機を各2台、フォークリフトを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.7ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番脇委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から西へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は耕うん機を2台、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約52a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番秋吉委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、今市連絡所から東へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、申請地のうち1筆はダイコン、1筆はウメとカボス、1筆はカキ、1筆はカキとカボス、1筆はサトイモとトウモロコシ、1筆は保全管理されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち3筆ではハクサイ、ジャガイモ、ニンジン、3筆ではカボス、ユズを栽培予定です。農機具はトラクター、自走式草刈機、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約74aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されており、1筆の一部にはカキが栽培されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクターを2台、田植機、耕うん機、ウイングモアー、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約840m の距離に位置した農地であり、申請地はイチジクが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は社会福祉法人で、申請地においてハウレンソウ、レタスを栽培予定です。農機具は草刈機を10台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約97a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。  (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 7番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてバジルを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、鋤を1丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ8番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約100m、北東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約74aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地はカキ、カボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち1筆ではカボス、1筆ではレモンを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、耕うん機、バックホーを各1台所有、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約41aとなります。</p>

議長	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、明治北小学校から南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人で、申請地のうち2筆ではカキ、1筆ではエダマメ、2筆ではナス、ダイコン、1筆ではネギ、3筆ではミツバを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.4haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専</p>

議長	<p>用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土地が高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地であるため、甲種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西へ約1.1kmの範囲に点在した農地であ</p>

議長	<p>り、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、土  社会福祉法人が病院等の駐車場用地として利用するものです。農地区分  です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地で  あるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。  地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、  農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第  18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。  報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>8ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通り  です。現地調査報告です。申請地は、東院地区に位置した農地であり、  現地は水稲が栽培されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状  況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。  配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定で  す。なお、契約成立後の経営面積は約59a となります。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

事務局	<p>(質問・意見なし)</p> <p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.3ha となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、10ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2005年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北東へ約2.1km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1995年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。</p>

す。現地調査報告です。申請地のうち1筆は丹生小学校から北東へ約300mの距離に位置し、1筆は丹生小学校から南西へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち1筆は2004年頃から耕作放棄により山林化しており、1筆は2004年頃から耕作放棄により山林化及び一部1951年頃から農業用倉庫として利用されていたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分東高校から南東へ約720mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化しており、1筆は一部農業用倉庫として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1975年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から東へ約430mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち1筆は2002年頃から宅地として利用されており、2筆は2000年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南西へ約1.4kmの範囲に点在した農地であり、現地のうち2筆は耕作放棄により原野化、1筆は宅地として利用されていました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち3筆は2000年頃から耕作放棄により原野化しており、2筆は2000年頃から道路として利用しており、2筆は2002年頃から宅地として利用しており、2筆は2000年頃から耕作放棄により山林化しており、1筆は2000年頃から農業用貯水槽として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南西へ約1.4kmの範囲に点在した農地であり、現地のうち7筆は耕作放棄により原野、山林化、4筆は道路、4筆は宅地、1筆は農業用貯水槽として利用されていました。

議長	<p>13ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち1筆は1965年頃から農業用倉庫として利用しており、1筆は1930年頃から進入路として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は農業用倉庫として、1筆は進入路として利用されていました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、14ページ 第4号議案 利用状況調査に係る非農地決定についてです。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>利用状況調査にかかる非農地決定について、それぞれの案件について各地区の審議会において審議していただき、意見を伺いました。</p> <p>すべての筆が山林・原野化しており、市内全域で89筆 7.9ha すべて非農地相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、15ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>15ページから17ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>18ページから21ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で10件出ています。</p> <p>22ページから25ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で37件出ています。</p> <p>26ページから27ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。</p> <p>最後は、28ページです。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用に係る事業計画書が1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第21回定例総会を閉会します。